

滋賀県特定非営利活動法人指定委員会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、滋賀県特定非営利活動法人指定委員会運営要領（平成25年6月20日制定）第7条第2項の規定により、滋賀県特定非営利活動法人指定委員会（以下「委員会」という。）の会議の傍聴について必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の決定等)

第2条 定員は、会議の都度、会長が会議室の収容人員等を考慮して定めるものとする。

2 委員会の事務局は、傍聴希望者を、会議の開催当日に、所定の場所、時間に集合させるものとする。

3 前項の規定により集合した傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴人とし、定員を超える場合は先着順により傍聴人を決定する。

4 前項の規定により傍聴希望者全員を傍聴人とする場合において、集合させた傍聴希望者以外にも傍聴希望者がいたときは、先着順に、定員に満つるまでの者を傍聴人とすることができる。

(傍聴することができない者)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 銃器その他の人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、垂れ幕等を携帯している者

(3) ラジオ、拡声器、無線機、マイク等を携帯している者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者

(5) 酒気を帯びていると認められる者

(6) 前各号に掲げる者のほか、会議を妨害し、または他の人に迷惑を及ぼすおそれのある者

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議に対して批評を加え、または賛否を表明する行為をしないこと。

(2) 私語、談話、拍手等をしないこと。

(3) 飲食または喫煙をしないこと。

(4) 前各号に掲げるもののほか、会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画、テレビ等の撮影および録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、会場において、写真、映画、テレビ等の撮影をし、または録音等をしてはならない。ただし、事前に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(秩序の維持)

第6条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴人に必要な指示をし、または事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の規定により指示をし、または事務局の職員に指示をさせたにもかかわらず、傍聴人が指示に従わないときは、傍聴人を退場させることができる。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要領は、平成25年6月20日から施行する。